

令和2年8月27日

〇〇〇〇証言記録

日向市浜町3丁目29番地

黒木紹光

はじめに

本記録は、私が、令和2年8月24日、株式会社コーソク元社員である〇〇〇〇氏と面談した時の会話内容（添付録音DVD）を文章化したものである。すなわち、本人から直接聞いたことによって、令和2年4月5日に提出した「〇〇〇〇証言記録」に記載していたことが真実であること、さらに、より厳密な事実関係が明らかにされた。

尚、〇〇〇〇氏は、平成29年12月末に株式会社コーソクを退職後、〇〇〇〇に就職し、今日まで、〇〇給油所に所長として勤務している。本面談は、〇〇給油所内で行なったものである。

〇〇〇〇証言

私は、株式会社コーソクに、平成17年から平成29年12月まで約13年間勤めていました。勤務内容は、コーソクが経営するガソリンスタンドの職員をしていました。初めに、塩見大橋の北にあった新生町給油所（現在AUショップ）、次に日知屋仙ヶ崎給油所、そして、木協商事給油所の3箇所です。

木協商事給油所では、燃料の配送業務を担当することになり、退職までの2年半～3年間は、3000リットルのタンクローリーを運転し、各現場の重機に燃料を給油していました。配属時に前任者から引継ぎされた業務内容は、重機用の燃料として、本社で軽油を半分タンクに給油し、木協商事給油所で残り半分灯油を給油し、通称ミックスという不正軽油を作成して、そのミックスを重機に給油するというものでした。

聞いたところによると、そのミックスの製造と使用は、前任者もその前任者も、ずーっとやってきており、私が入社する前から続いていたと思います。私自身も退職する時、そのように後任者に引き継ぎました。

基本的なやり方は、その日重機に給油した量が1000リットルなら、本社

内の給油施設で軽油を500リットルタンクに給油し、残り500リットルを木協商事給油所で灯油をタンクに給油するというものでした。

尚、木協商事給油所には、灯油の給油口が2箇所あり、1箇所は通常の灯油販売用（西側道路に近い位置）、もう1箇所は、給油所内の東にあり、タンクローリーへの給油には、主に東の給油口を使用していました。恐らく、ミックス製造用に設置されたものだと思います。

配送及び重機への給油の要領は、各現場担当者から、直接私の携帯に給油の依頼があり、それによって、各現場ごとに何日に1度給油に行けばよいのか決まってくるので、月水金の現場と火木土の現場に分けて配送順番を組んで回っていました。

給油量は、少なくとも1日1000リットル、多い時は1800リットル、平均すると、1200～1300リットルだったと思います。

当初私は、ミックスが脱税になることを知らず、途中トラック燃料に使用した場合は脱税なることをテレビニュースで知りましたが、もしかすると、公道を走らない重機に使用する場合は脱税にならないのかも知れないと思いつけていました。退職後、元コーソク従業員の〇〇さんや〇〇さんから説明を聞いて、脱税なることを知りました。

平成31年4月、県税事務所から連絡があり、甲斐勝久副主幹と清勝成主事の2名が、私の勤務先を訪ねてきました。二人とは、スタンドの事務所で約30分間面談しました。不正軽油に関わる仕事内容やタンクローリーの管理に関する事などを聞かれました。この時、二人からも、重機に使用する場合でも関係なく脱税になると聞かされました。

ところで、実はミックスを第一金属（日向市大字日知屋11989-2）にも販売していました。2～3日に1回、事務所の重機2台とコーソク事務所近くの資材置き場の重機にミックスを給油し、手書き伝票に「ミックス～リットル」と書いて、第一金属事務所に提出していました。

また、木協商事のコンピューターには、ミックスの商品コードが登録されており、第一金属には、ミックスで出力されたレシートを請求書に添えて請求していたと思います。ただ、請求内容がミックスではなく軽油か灯油になっていた（分けて出していた）ように記憶しています。ただ、ミックスを納品してい

た事実については、当然第一金属も知っていると思います。

それから、タンクローリーに給油した灯油については、本社請求という形で、木協商事からコーソクに請求していました。具体的に、月どれくらい請求していたのかは、事務を担当していなかったので知りません。

ミックスのことは、社内では、トラックの運転手は知っていたようで、一度「(タンクローリーの燃料は) 混ざっているよね？」と聞かれたことがありました。

以上